

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年3月19日  
盛岡市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				下太田	無	令和元年度～令和6年度	下太田・水・土・里の会
○				中太田	無	令和元年度～令和6年度	南上地区環境保全会
○				乙部、大ケ生	無	令和元年度～令和6年度	乙部地域環境保全推進協議会
○				本宮	無	令和元年度～令和6年度	本三ゆいっこクラブ